

福島労発基 1015 第 11 号
令和 7 年 1 0 月 1 5 日



関係機関各位

福島労働局長
(公印省略)

福島県最低賃金額の改定に伴う周知広報等について（依頼）

労働行政の運営につきましては、日頃から特段のご理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福島県最低賃金額は、令和 8 年 1 月 1 日から 1, 0 3 3 円となります。

最低賃金制度は、常用、臨時、アルバイト等の名称に関わらず、福島県内のすべての労働者に適用されるものであり、当局においても最低賃金額の改定について周知広報に努めているところです。

つきましては、貴職におかれましても最低賃金制度の重要性について御理解をいただき、別添のリーフレット等を掲示いただくなど、改定する福島県最低賃金額の周知に御活用を賜りますようお願い申し上げます。

また、最低賃金の改定に対応して賃金の引き上げを行う場合には、「賃上げ」支援助成金パッケージとして、賃金引き上げの各種施策を御利用いただけますので、別添のリーフレットや厚生労働省のホームページ（下記の二次元コード参照）を参考に、周知に御協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



【担当者】〒960-8513

福島市花園町 5-46

福島労働局 賃金室（最低賃金）

TEL 024-536-4604

雇用環境・均等室（業務改善助成金）TEL 024-536-2777

職業対策課（キャリアアップ助成金）TEL 024-529-5409

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

福島県 最低賃金

令和8年
1月1日 から
時間額

1,033 ^{前年比 UP} 78円 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
福島労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



福島労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給 円 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 円

B 日給の方

日給 円 $\div$ 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 円

C 月給の方

月給 円 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 円

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



1 支給の要件

- ☒ 事業場内最低賃金の引上げ
- ☒ 引上げ後の賃金額の支払い
- ☒ 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- ☒ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R7.9)